

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 76 R0
提出年月日	令和 4 年 4 月 5 日

加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料

目 次

1.	概要	1
2.	申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1	第9条の要求に係る申請対象	1
3.	設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	1

添付1 変更内容に係る補足説明事項について

1. 概要

本資料は、申請区分②「使用を廃止する設備の存置保管廃棄等（廃棄物建屋の増設）」申請（以下「本申請」という。）の【加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

本申請において説明している内容は、「技術基準規則 第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止」に基づく説明である。本申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

本条文への適合を図る人の不法な侵入等の防止に係る機器は、既認可にて示すとおり、「②-b」^{※1}に分類する機器であり、本条文に対する防護設計は、設工認申請書の基本設計方針にて各条文への適合性を示し、人の不法な侵入等の防止に係る機器を含めた施設共通の設計方針として整理する。

※1：「仕様表対象設備」、「基本設計方針に個別名称を記載する設備」に該当せず、事業変更許可申請書の内容を踏まえた設計方針を基本設計方針にて示すもの。

2.1 第9条の要求に係る申請対象

第9条の要求事項「加工施設を設置する工場又は事業所は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を要する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。」は、不法侵入等を防止するための措置に適用される要求である。

本申請において新設するBウラン濃縮廃棄物建屋は、既認可において人の不法な侵入等の防止に関する措置（物理的障壁による防護、出入管理等）が講じられている区域内に設置するとともに、施錠管理を行うことができる設計とする。

既設の不法侵入等を防止するための設備及び措置については、本申請において新設する建物、設備及び機器の新設により、変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付1に示す。

添付 1

変更内容に係る補足説明事項について

設工認申請書	補足説明	備考
<p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第9条に基づき、本施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。 本資料では、廃棄物建屋の増設に関する本施設への人の不法な侵入等の防止について説明する。</p> <p>2. 基本方針 本施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 本施設は、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、本施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。 また、本施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。 これらの対策を加工施設核物質防護規定に定めて管理する。</p> <p>3. 本申請における本施設への人の不法な侵入等の防止方法について 本申請において新設するBウラン濃縮廃棄物建屋は、既認可において人の不法な侵入等の防止に関する措置（物理的障壁による防護、出入管理等）が講じられている区域内に設置するとともに、^(注1)施錠管理を行うことができる設計とすることにより、人の不法な侵入等を防止する。 既設の人の不法侵入等を防止するための設備及び措置については、本申請において新設する建物、設備及び機器により、変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。</p>	<p>（注1）既認可における人の不法な侵入等の防止に関する措置は以下のとおり。 本施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を以下のとおり防止する。</p> <p>➢ 物理的障壁による防護等 本施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>➢ 出入管理 業務上常時立ち入りうとする者（以下「常時立入者」という。）については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、立入りの際に所持させ、それを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。 常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p>	

設工認申請書	補足説明	備考
	<p>➤ 車両の管理</p> <p>業務用の車両として濃縮・埋設事業所に立ち入る車両については、事前にその立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。なお、業務用の車両以外の車両の濃縮・埋設事業所への立入りを原則禁止する。ただし、当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、本施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>➤ 通信及び連絡</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為があつた際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実に行うために、通信及び連絡ができる PHS 及び固定電話等を配備する。</p> <p>➤ 核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策</p> <p>敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動への対策については、核燃料物質の移動を行う前に所定の手続きに基づき承認を得ること、また、核物質防護上の措置が必要な区域の出口において、核燃料物質の不法な持ち出しを確認するための検知器を配備することとする。</p> <p>敷地内の人による妨害破壊行為への対策については、「出入管理」に定める核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る者に対して証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それを用いて出入管理の措置を実施する。</p> <p>➤ 持込み点検</p> <p>本施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、荷物の外観点検及び開封点検による持込み点検を行う。</p> <p>➤ 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為等を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）が行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティに関する計画を定める。</p>	